



近畿税理士会

発行 平成19年8月

泉大津支部だより 19年夏号

No.18

発行/近畿税理士会泉大津支部 支部長 阪 広久

事務局 泉大津市二田町1丁目14-13

TEL/FAX 0725-21-6263

編集委員/石谷秀志・小柳孝平・竹尾公宏・小西儀孝・村上香世



白糸の滝



(写真) 久保 慶明



華厳の滝

19年夏号
主な内容

- 1面 表紙写真(白糸の滝・華厳の滝)
- 2面 支部長あいさつ
副支部長紹介
支部幹事及び監事の紹介
- 3面 泉大津税務署長あいさつ
- 4面 第17回誌上研修
「会計参与の職務と責任」
- 6面 中小企業の間接金融環境について
山の巡礼
- 7面 新会員自己紹介
- 8面 告知板・会員異動・原稿募集・編集後記



ご挨拶、そして支部だよりへの想い

支部長 阪 広久

毎日暑い日が続いておりますが、会員先生各位にはいかがお過ごしのことでしょうか。平素は支部の会務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

6月8日の支部定期総会で思いもかけず新支部長に選出され、早や2ヶ月が経過しました。この2ヶ月の間には、本部との間での様々な事務連絡、関係諸団体の会合への出席、大阪・奈良税理士協同組合活動への参加等々、様々な経験をさせていただきました。想像していた以上に大変だなあというのが正直な感想ですが、5人の副支部長先生に助けられ、組織力のありがたさを実感しております。会員先生方にもどうか、前体制時代と替わらぬご理解、ご協力を賜りたく、伏してお願い申し上げます。

話は変わりますが、私は前号まで2年間にわたって編集長を務めておりましたので、支部だよりには強い思い入れがあります。前体制では萬野副支部長のもと、毎号和気あいあいとした雰囲気編集会議を行って参りました。

支部だよりの意義は何でしょうか。私は、激変するこの業界に身を置く者同士、お互いをよく知るためのツールであって欲しいと思っています。この業界もご多分に漏れず、競争は激しいですし、価値観も多様化しています。そんな中で、こういう先生がおられるのか、とか、こういう考え方があるのかなど、そこに執筆される先生の記事から何か感じられるような場であって欲しいと思うのです。

ですから固い挨拶ばかりでなく、趣味の話やマイブームの話など、ざっくばらんにいろんな記事を書いていただきたいなと思っています。会員先生方にも原稿をお願いすると思いますが、その際には気軽にお引き受けいただき、玉稿を賜りたく願います。

最後に、林前支部長にねぎらいの言葉をお贈りし、結びにしたいと思います。6年間、本当にお疲れさまでした。

副支部長紹介



萬野 俊史
(厚生・綱紀監察)



原 正人
(総務)



阪東 寛
(会計・情報)



高岩 弘至
(税対・業対)



石谷 秀志
(広報・研修)

支部幹事及び監事の紹介



幹事 (13名)

宮田 和義 (情報・業対)
森福 清和 (会計・税対)
中島 浩 (厚生・税対)
小西 儀孝 (総務・広報)
原田 鎮郎 (総務・業対)

竹尾 公宏 (厚生・広報)
笠井 慎五 (税対・情報)
真奥 隆 (税対・研修)
田中 俊英 (厚生・研修)

岩間 新吾 (総務・研修)
村上 香世 (広報・情報)
小柳 孝平 (厚生・広報)
山口 秀美 (総務・研修)

監事 (2名)

松木 保 川上 忠廣



着任のごあいさつ

泉大津税務署長 弘田 六助

残暑の候、近畿税理士会泉大津支部の会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。私、この度の人事異動により大阪国税局調査第二部から赴任してまいりました弘田でございます。泉北地区における納税道義は、非常に高い水準にあると伺っており、この地に勤務できることを光栄に思っております。

微力ではございますが、全力を尽くしてまいりますので、前任の山内署長同様、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ところで、わが国は今、厳しい財政状況にあるとともに、人口の減少や超高齢化の進展、あるいはグローバル化に伴う世界的な競争の激化など、経済社会が大きく変化しており、このような中、「あるべき税制」の構築のための税制改革の具体化が進行しようとしております。

税務行政として、高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し、改善をおこなってまいります。あわせて、皆様方のなお一層のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

なお、今年、重要視しなければならないと考えておりますのは、平成19年分確定申告の円滑な運営とe-Taxの普及でございます。

平成19年分確定申告につきましては、昨年同様に、今年も納税者サービスの充実に努めるとともに、税務署サイドとしましては円滑に推移するよう最大限の準備をまいりたいと考えております。

e-Taxにつきましては、政府のIT戦略本部で決定された「IT新改革戦略」を踏まえ、国税関係手続の「オンライン利用促進のための行動計画」の中で、オンライン利用率を平成22年度には50%以上となるよう、平成18年度から20年度までの目標と具体的方策が示されております。

今後、国税組織を挙げ、利用者の視点に立ったシステムの改善、重点的な広報・普及活動を実施することとされており、当署においても最大限の努力をしていく所存ではございますが、税理士の先生方におかれましても、なにとぞご理解とご支援のほどよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、近畿税理士会泉大津支部の今後ますますのご発展と会員の皆様方のご健勝、ご事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012
大阪市中央区谷町1丁目5番4号
TEL (06) 6941-6888
FAX (06) 6947-2800
URL: <https://nl.vpo.fenics.or.jp/vnfs/>

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、全税共年金
所得補償、総合事業保険プラン、小規模企業共済
ゴルフアース保険、自動車保険

金融・カード

税理士(マーク入り)カード、住宅ローン
自動車ローン

不動産

トリニティーシステム(相続対策)、不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、ビルの賃貸

販売あっせん

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具
紳士・婦人服イージーオーダー
健康食品(プロボリス、カキ肉エキス)
チタン製印鑑、ガソリン、薬石、霊薬

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
(株)公益社、リース関連、人材派遣
セキュリティ、コーヒーマシン・サーバーレンタル
保養施設

昨年5月の会社法施行から1年余りが経過しました。会計参与制度の導入企業が少なくとも1000社規模に達したとみられるという趣旨の新聞記事に目を通すと、現時点でのこの数字の多い少ないという評価は別として、会計参与に対する社会の関心は、会社法における他の規定と共に今後ますます高まるものと予想されます。そこで今回は、会計参与に就任した場合の職務と責任についてスポットをあて概観したいとおもいます。

1. 会計参与の職務及び権限

会計参与の主な職務としては、次のものがあげられます。

- ・各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書等（以下、計算関係書類とします）の取締役との共同作成
- ・会計参与報告の作成
- ・計算関係書類を承認する取締役会への出席と意見の陳述（取締役会設置会社の場合）
- ・職務を行なうに際して、取締役の職務の執行に關し不正の行為又は法令・定款違反の重大な事実を発見したときの株主（監査役設置会社にあつては監査役）への報告義務
- ・株主総会での株主への特定事項の説明
- ・計算関係書類及び会計参与報告の5年間の備置き、株主及び債権者への開示（閲覧、謄写）

また、その職務を行なう際に必要な場合、一定の権限も与えられています。主なものは以下の通りです。

- ・取締役によって作成された会計帳簿、資料の閲覧、謄写並びに取締役等に対する会計に関する報告の請求
- ・職務上必要な場合の子会社に対する会計に関する報告の請求
- ・職務上必要な場合の会社・子会社の業務及び財産の状況の調査
- ・取締役と共同作成する計算関係書類の作成に関する事項につき、取締役と意見を異にする場合の株主総会における意見の陳述
- ・株主総会における会計参与の選任、解任又は辞任についての意見の陳述
- ・辞任した会計参与による辞任後最初に召集される株主総会における辞任した旨及びその理由の陳述
- ・株主総会での会計参与の報酬等についての意見の陳述
- ・職務を行なう上での必要な費用の前払等の請求

2. 会計参与の責任

会計参与の責任については、民事、刑事、行政上とそれぞれ考えられますが、その内、民事上の責任については、会社法の中では会社に対するものと第三者に対するものとに分けて規定されています。

(1) 会社に対する責任

会計参与は計算書類の作成等の任務を怠り、これによって会社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負わねばならず（会社法423①）、その責任は株主代表訴訟の対象となります（会社法847）。すなわち、会計参与が会社に与えた損害について会社がその賠償責任を追及しない場合であっても、株主が会社に代わって責任を追及する訴えを起こすことができるということです。なお、この責任は過失責任であるため、会計参与に過失がなければ会社に生じた損害についての責任は負いません。

(2) 会社に対する責任の免除

①全部免除

会社に対する会計参与の責任は、原則として総株主の同意がなければ免除されません（会社法424）。

②一部免除

会計参与は、以下の場合に該当するとき、職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社から受ける報酬等の2年分（最低責任限度額）を越える部分を最大としてその責任が免除されます。

イ）株主総会の特別決議により会計参与の責任の一部を免除した場合（会社法425①）。

ロ）取締役が2人以上の会社において定款の定めに基づいて、監査役設置会社又は委員会設置会社が、取締役の過半数の同意又は取締役会の決議（取締役会設置会社）により、会計参与の責任の一部を免除した場合（会社法426①）。

ハ）定款の定めに基づき、会社と会計参与が定款で定めた額の範囲内であらかじめ会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を責任の限度とする旨の契約を締結した場合（会社法427①）。

重要なのは、ロ）については会計参与の会社に対する責任を一部免除できる旨を、ハ）については責任限定契約を締結できる旨をそれぞれ定款に定めてあることが前提であるということです。また、ロ）については、監査役を廃止して会計参与を設置する場合は一部免除ができないので注意が必要です。

(3) 第三者に対する責任

会計参与はその職務を行なう上で、悪意又は重大な過失があったときは、これによって株主、債権者、取引先等の第三者に生じた損害を賠償する責任を負わねばなりません（会社法429①）。また、会計参与が作成すべき計算関係書類及び会計参与報告に記載又は記録すべき重要な事項について虚偽の記載又は記録をしたときは、举证責任が転換され、注意を怠らなかったことを会計参与が証明しない限り、第三者に生じた損害を賠償する責任を負わねばなりません（会社法429②）。そしてこの第三者に対する責任は、会社に対する責任のように免除の制度がありません。

(4) 他の役員等との関係

会計参与が会社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合で、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯債務者となります（会社法430）。

(5) 刑事上の責任

会計参与に限定されたものではないのですが、特別背任罪（会社法960）、会社財産を危うくする罪（会社法963）、虚偽文書行使等の罪（会社法964）、預合いの罪（会社法965）、取締役等の贈収賄罪（会社法967）、株主の権利の行使に関する利益供与の罪（会社法970）等が考えられます。

(6) 行政上の責任

会計参与が不正経理に協力した場合はもちろん、不注意で不正を見逃して善管注意義務に違反したものと判定された場合にも、公認会計士法並びに税理士法上の信用失墜行為として行政処分の対象となりうると考えられています。また、正当な理由がなく、その職務上取扱ったことについて知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用した場合は、会計参与でなくなった後であっても、信用失墜行為の対象となりうる考えられています。

3. 就任に際して

以上概観しましたように、会計参与は会社の役員として重い責任を負い、その注意義務のレベルも会計の専門家としてかなり高度のものが求められていると考えられます。したがって、就任予定の会社の過去の計算関係書類等に関する予備調査の徹底や、計算関係書類に関する取締役との共同作成の前提である意見の一致の見込みの検討のみならず、定款に責任限定の定めがある場合はその内容の確認及び検討、ない場合は定款変更を会社に提案すること等も、就任後に過大な責任を負うことを少しでも緩和するためには重要であると思われます。

また、計算関係書類を共同作成する以上、取締役との意見が一致しないままでは計算書類の承認のための株主総会への提出が不可能となり、結果として会計参与が辞任する場合もあり得ますので、補欠会計参与の選任の可能性も含めて検討することも考えられます。

会計参与の就任にあたっては、その責任の重さを考えると、慎重で広範囲にわたる事前チェックの必要性があるといえます。

(参考)

会社法新制度 中小が活用／日本経済新聞／平成19年6月21日夕刊1面
会計参与業務マニュアル／近畿税理士会／平成19年6月
Q&A会計参与ガイドブック／税理／平成18年12月10日臨時増刊号
特集 会計参与制度の導入と実務対策／税経通信／平成18年9月
論点解説 新・会社法／商事法務／平成18年6月10日
会計参与制度の手引き／日本税理士会連合会／平成18年6月
会計参与の行動指針／日本公認会計士協会・日本税理士会連合会／平成18年4月25日
税理士先生のための会社法 実務Q&A 第19回会計参与／週刊税務通信／平成18年3月6日
会計参与制度と中小企業の会計に関する指針／会社法制対策特別委員会／近畿税理士界／平成17年11月10日

中小企業の間接金融環境について

林 武史

本年10月1日に始まる保証付き融資について、融資先の倒産により回収不能になった場合、保証協会だけでなく金融機関にも一定の割合の負担を求める「責任共有制度」が導入される。

導入方式については、負担金方式と部分保証方式がある。導入前は、金融機関の保証付き融資で回収不能となった場合、協会による代位弁済により全額肩代わりが行われてきたが、新制度導入により協会の保証リスクは減るが、金融機関が新たなリスクを背負うことになる。

信用保険事業はバブルがはじけたことによる不況下、保険料収入を大きく上回る保険金支払いの発生で14年間経営赤字が続いている。今回の責任共有制度の導入については信用補完制度の大改革であり、金融機関にとってもインパクトのある改革であると言える。

7月11日の帝国データバンクの発表によると、2007年1-6月の全国企業倒産件数は前年同期を16.6%上回ったとなっている。大型倒産が一服する一方で、中小・零細企業の倒産が増加しているためである。景気拡大が続くなか、企業倒産が増加している。

今、金融機関の経営環境は、日銀の利上げが継続された場合、悪化する事が指摘されている。長短金利差が縮小し始めているからである。特に地域金融機関では、貸出に占める固定金利の割合が大きく、長短金利差が縮小すると調達コストが運用収益を上回る可能性が高くなり、金融システムが揺らぐ可能性がある。

金融機関の経営コスト上昇は、貸出金利に転嫁せざるを得なくなり、貸出金利が益々上昇する圧力が增大している。加えて、2008年度には借換債発行規模が急増するため、債券市場の不安定要因となり、長期金利が上昇する可能性が考えられる。

中国の起因とする世界景気の拡大、10年を浪費して回ってきた日本の景気拡大。この大きく循環するうねりの中で、中小企業が格差をはね返し、このうねりにうまく舵をあて航行することができるであろうか。むずかしい舵取りが要求される時代である。

(参考文献) 日本経済新聞、日経金融新聞

※ crowding out

政府の公債増発が民間の資金需要と競合して金融市場を逼迫させ、金利の高騰を招いて民間部門の資金調達を締め出す現象を言う。(広辞苑より)



山の巡礼

河西 國秋

「山」の題とのことで、私の村の里山を中心に小高い尾根に、南北3 km以上にも、みかんを栽培されていたが、北側の「山」は全て谷に埋められ今は面影さえなくなっている。

しかし、里山の南は昔ながらの風情を残し、山の上部に農道がつづく。眼下は遮るものもなく、通った校区の山なみと葛城の連山が眺められ景観は昔と変わっていない。

ところで、「山」とくれば中学生のとき、1、2年生の夏山登山で大峯山宿坊での一泊、「西の覗き」「裏業」と修験場での修行体験はすでに8回をかぞえる。最近では8年前、子供を連れての登山。毎年、お寺よりお盆に登山されているので、近々お礼参りをさせていただく予定だ。

「山」とくれば寺院には〇〇山〇〇寺との名称のごとく、私の村のお寺は、天台宗「阿弥山松尾寺」です。西国33ヶ寺の札所と番外5ヶ寺の札所、この霊峰の山々の登山を26才までに巡礼済み。今、再チャレンジのなか思うように進んでいない。

また、今まで幾多の登山をした山頂のなかでも、最北端の利尻富士山頂の狭さと、富士山頂の広さにびっくりした。

私、スキー歴20年、寒さにも鍛えてきたものの、2000年の夏、富士山の登山のときは手の凍傷で御来光の瞬間も撮れなくて残念だった。山小屋で暖をとり傷も治まりやっと歩き出して山頂に辿り着くが下山のときも、今度は靴ズレ、足を引きずりながらやっと5合目のバス停に辿り着く。

「やま」自然を愛しているのか、若いとき夏がくれば毎年友人と本州の山々を車での旅行、野宿で、飯盒炊飯の支度、テント張りや四苦八苦の連続。黒四ダムができた翌年、川の広い下流の岸辺の近くでテントを張り休もうとしたとき、雨がポツポツと降りだしたのですぐ退場した。翌朝、川が増水だった!!

冬がくれば「冬山」のスキー。今思えば「山」は禁物だらけ。夏山では、顔から胸にかけての大やけど。このとき、青春のなか、治るやいなや、夏山も冬山もシーズンがくれば体が「山」に向いていた。

ところで、今年3月、子供と2人でイギリスに10泊の個人旅行。南のバスからレンタカーと電車を乗り継いで北上する。この北の湖水地方まで「山」のない平原が続く。現地に着くと目の前に手頃な山があり「登りたいなー!!」と思いつつ、車で行く山岳ツアーに参加した。

狭い溪谷の道、神秘の山々を走る湖水地方。山の頂上で大地を踏みしめて、息をいっぱいすいこんだ。また、ピーターラビットの原作ともなった現地も見学できた。残りの5泊を南に進路をとり、ヨーク〜ロンドンへと向かった。イギリスはどこに行ってもすばらしく絵になるところだった。

新 会 員 自 己 紹 介



田中 常彦 昭和50年2月24日生 (登録番号: 107446)

(趣味・特技)

映画鑑賞です。洋画・邦画を問わず観たい映画があれば映画館に行きます。また観られなかった映画はDVDをレンタルして観たり、特に気に入った物はDVDを購入してもう一度観たりします。

(支部へのメッセージ)

現在、自分自身の税理士像というものを模索中でして、これからの支部活動を通じて諸先生方のお考えや助言を頂き方向性を決めることができればと考えております。至らない所も多々あるかと思いますが積極的に参加したいと思っておりますので、ご指導、ご鞭撻の程宜しくお願い致します。

(今後の抱負)

確定申告時の無料相談など年中を通して行われる相談に積極的に参加したいと考えておりますので、担当の割当てを増やして頂ければと思います。

(その他)

諸先生方はゴルフをされるのでしょうか。私は全くできないのですが、これから練習をしてせめて前に飛ぶようにまでにはなりたいと思っています。支部活動以外での活動(遊び)などもあれば参加したいと思っておりますので、お気軽にお声をお掛け頂ければと思いますので宜しくお願い致します。



松本 直哉 昭和54年5月13日生 (登録番号: 107998)

(趣味・特技)

ドライブ・ツーリング・旅行・バレーボール

(支部へのメッセージ)

登録したばかりなので、右も左もわかりませんが、ご指導、ご鞭撻の程よろしくお願い致します。

(今後の抱負)

中小企業の活性化に努め、よりよい社会形成の一助となれるように頑張っていきたいと思っております。



古垣内 充 昭和50年3月7日生 (登録番号: 108304)

(趣味・特技)

株・資産運用・読書・昼寝

(支部へのメッセージ)

はじめまして、古垣内です。自宅兼事務所として松/浜町に事務所登録しております。が、現在まだ、某上場企業の経理部で働いており、支部活動等にご迷惑をおかけすることも多いかと思っておりますが、よろしくお願い致します。

(今後の抱負)

ファイナンシャルプランナー等の資格も有し、これらの方面のこともしていきたいと思っております。まずは、自分自身のことから見直すべく、株式投資の修行中であります。

(その他)

まだ、独身で、パートナー募集中であります。(いい人がいれば、ご紹介の程よろしく願いいたします。)

<会員の異動>

平成19年6月30日現在 会員 106名
(内税理士法人2)

転出

平成18年 12月28日 鈴木 啓之 先生 (富田林支部へ)
平成19年 1月23日 竹内 英二 先生 (東支部へ)
平成19年 4月18日 辻 公平 先生 (福島支部へ)
平成19年 6月 5日 杉本 和則 先生 (堺支部へ)

退会

平成19年 1月23日 福田 當司 先生 (御逝去・御冥福をお祈りいたします。)
平成19年 3月26日 嶋本 勇 先生 (業務廃止)
平成19年 3月31日 渡上 睦美 先生 (業務廃止)
平成19年 4月 5日 唐金 幸夫 先生 (業務廃止)
平成19年 6月16日 富山 利平 先生 (業務廃止)

入会

平成18年12月20日 税理士法人ティアンドエヌ
事務所：〒592-0014 高石市綾園7-3-35 櫛谷ビル202号
TEL 072-267-3721 FAX 072-267-3723

平成19年 2月22日 田中 常彦 先生
事務所：〒594-1105 和泉市のぞみ野3-799-43
石谷秀志税理士事務所
TEL 0725-55-3461 FAX 0725-55-3464

平成19年 5月24日 松本 直哉 先生
事務所：〒594-0032 和泉市池田下町1779-3-1-105
松本博税理士事務所
TEL 0725-55-1332 FAX 0725-56-8058

平成19年 6月26日 古垣内 充 先生
事務所：〒595-0072 泉大津市松之浜町1-18-33
TEL 0725-32-0676

支部行事 告知板

厚生委員会より

今年の10/13(土)~15(月)にかけて支部旅行を予定しておりますので、皆様多数のご参加をお待ちいたしております。

編集後記

かつて小・中学校の正面入り口には白く塗られた小さな箱がありました。先生にその目的を尋ねると、百葉箱といい、気象観測のために温度計や湿度計が収められ、地表から1.5メートルの高さに設置することが決められていると教えられました。現在もこの百葉箱が学校に設置されているのかどうかは不明ですが、見上げたり、見下げたりするのではなく、対象を皆が同じ高さの目線から客観的に判断することが大切だと、百葉箱の記憶が教えてくれます。

今回号から新しい編集委員による支部だよりになりました。同じ目線から見てもさまざまな風景があります。ご意見、写真、エッセイ、ジャンルは問いません。多くの原稿をいつも募集しています。これからもよろしくお願い致します。

(k. k)

原稿・写真募集!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。
ホームページアドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>
広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

原稿は、趣味・エッセイ・業務に関すること等テーマは御自由に、是非とも御寄稿お願い致します。

支部だよりの表紙を飾っております写真は、今回も久保慶明先生のすばらしい写真を掲載しております。この写真のようなとおきの写真も募集いたしておりますのでお送り下さい。
撮影場所等記載の方よろしくをお願いします。

なお、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますのでその際にはご了承下さい。



お問い合わせは、広報委員会 石谷秀志まで
TEL0725-55-3461 FAX0725-55-3464
e-mail tax-acc@zeus.eonet.ne.jp